

駒澤大学学術機関リポジトリ取扱要領

令和6年10月21日制定

図書館運営分科会承認

(目的)

第1条 この取扱要領（以下「本要領」という。）は、駒澤大学（以下「本学」という。）に設置する駒澤大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理・運用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 リポジトリとは、本学の教育・研究活動において作成された学術研究成果等（以下「成果物」という。）を電子的形態で収集・蓄積・保存し、学内外へ無償で公開するシステムをいう。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運用は、駒澤大学図書館（以下「本学図書館」という。）において行う。また、必要に応じて学内各部署と連携を行う。

(登録の対象資料)

第4条 リポジトリに登録公開（蓄積及び保存を含む。以下同じ。）することができる資料は、教育・研究の成果として本学において主要な部分が作成された次の各号に掲げる成果物とする。なお、紙媒体資料以外の電子的資料（画像・データ集）を含む。また、対象資料の著作者が本学に在籍しなくなった場合も、在籍時にリポジトリに登録した成果物は引き続き保存・公開される。

- (1) 学術論文（プレプリント、学会発表資料等を含む。）
- (2) 本学および学内に基盤を持つ研究所等が作成した紀要、論集、年報、研究記録等（以下「紀要・論集等」という。）
- (3) 博士論文
- (4) 研究データ（研究活動を通じて得られたデータ。論文の根拠データ、調査データ、実験データ等を含む。）
- (5) 科学研究費助成事業にかかわる研究報告書
- (6) 図書資料
- (7) その他、本学図書館長が認めたもの

(登録者)

第5条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げ

る者とする。

- (1) 本学に在籍する、または過去に在籍したことのある専任教職員・大学院生
- (2) 紀要・論集等執筆者
- (3) 博士論文執筆者
- (4) 学内組織が中心になって活動している団体
- (5) その他、本学図書館長が認めた者

(登録・公開)

第6条 成果物のリポジトリへの登録には登録者が所定の手続きを行い、本学図書館長の許可を得ることとする。なお、紀要・論集等、博士論文、その他あらかじめリポジトリへの登録が認められている研究成果については、事務部署間の連携により、本学図書館が一括登録する。

2 本学図書館は、インターネットを通じて成果物を利用する者に対し、著作権法その他関係法令等を遵守するよう周知する。

(登録された成果物の管理)

第7条 本学図書館は、リポジトリに登録された成果物を以下のように取り扱う。

- (1) 当該成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
- (3) 複製物の保全（バックアップ）及び登録のための複製を行う。

(デジタルオブジェクト識別子)

第8条 本学図書館は、公開された以下の成果物にデジタルオブジェクト識別子（DOI）を付与することができる。

- (1) 学術論文（プレプリント、学会発表資料等を含む。）
- (2) 紀要・論集等掲載の論文等
- (3) 博士論文
- (4) 研究データ（研究活動を通じて得られたデータ。論文の根拠データ、調査データ、実験データ等を含む。）
- (5) 科学研究費助成事業にかかわる研究報告書
- (6) その他、本学図書館長が認めたもの

(非公開・削除)

第9条 本学図書館は、リポジトリに登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、登録された成果物及びメタデータの一部又は全部を非公開又は削除することができる。なお、本項に言う「非公開」は成果物のみを取り下げてメタデータは残すこと、「削

除」は成果物及びメタデータをリポジトリから取り下げを指す。

- (1) 登録者から本学図書館長に非公開の申請があり、正当な理由があると認められる場合
- (2) 他者に帰属する著作権、所有権等の権利を侵害する又は社会的に見て著しく不適切な内容を含むと認められる場合
- (3) 前各号のほか、公開が不適切であると本学図書館長が判断した場合

(成果物の著作権と利用許諾)

第 10 条 著作権が登録者のみに帰属しないときは、下記のとおりとする。

- (1) 著作権が登録者を含め複数の者に帰属するとき、登録者は本学図書館に対し、リポジトリ登録について、他の著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。
- (2) 著作権が登録者以外の者又は団体等に帰属しているとき、登録者は本学図書館に対し、リポジトリ登録について、著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

(著作権の留保)

第 11 条 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(免責事項)

第 12 条 リポジトリでの成果物の登録、公開又は利用によって生じた損害について、本学は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 本要領に記載されていない事項については、必要に応じて、登録者と本学図書館が協議するものとする。

(改廃)

第 14 条 本要領の改廃については、図書館運営分科会の承認を得て決定するものとする。

附 則 本要領は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。